

キャッチフレーズ

「市民とともに」協働で築く、文化と安らぎにあふれるまち

局・区の運営の責任者

市民局長 森 多可示  
市民局次長 佐藤 浩三

局・区の役割・目標

- 1 協働の推進により市民が主体のまちづくりを進めます。  
市民の創意と工夫があふれる個性豊かな社会の実現のため、多様な担い手による連携を進め、地域活動・市民活動の活性化を通じて、市民との協働によるまちづくりを一層進めます。  
各区・各地区の個性を活かしたまちづくりを進め、身近な課題を身近な場所で解決できるよう区役所機能の充実に努めます。自治会をはじめとする地域で活動する様々な団体への支援を通じて、地域活動・市民活動のさらなる活性化を図ります。
- 2 市民が安らかで快適に暮らせるまちづくりを進めます。  
安全で安心な市民生活の実現に向け、地域の「力(ちから)」のさらなる向上に共に取り組みます。  
消費者被害の防止など、市民が安心して暮らせる生活環境の向上に向けた取組みを進めます。  
市民ニーズの的確な把握に努め、効果的な窓口サービスのあり方を検討し、市民の利便性向上に努めます。
- 3 文化の薫る心豊かなまちづくりを進めます。  
市民一人ひとりが、潤いと安らぎにあふれる心豊かな生活を送るため、文化を身近に感じることができる環境づくりに取り組みます。  
特色ある文化事業の発信に努めるとともに、市民の文化活動の支援や先進的・実験的なアート活動の促進など、市民の多彩な文化活動を推進します。  
男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。

局・区経営の視点・方針

- ～ 市民の皆様への約束 ～
- 1 私たちは、市民の声をよく聴くため、積極的に皆様のところへ飛び込んでいきます。
  - 2 私たちは、市民の視点に立ち、新しい発想と創意工夫により、先進的・独創的な取組みに果敢に挑みます。
  - 3 私たちは、市民のニーズに応え、身近なところでサービスを提供します。
  - 4 私たちは、市民の信頼に応えるため、服務規律を守るとともに、適切で効率的に仕事を進めます。
  - 5 私たちは、市民に愛される市役所を目指し、健康で笑顔と活気あふれる職場づくりに努めます。

現状と課題

|   | 現 状   | 課 題   |
|---|---|---|
| 1 | 区制施行後、各区で独自のまちづくりが進められている中、市の行政運営においては、地域との新たな関わり方が求められている。   | 市民との協働により施策、事業を推進することが不可欠になっていることから、政令指定都市移行3年の実績を踏まえ、区役所の機能強化など地域の特性を活かしたまちづくりの推進に取り組む必要がある。   |
| 2 | ・自治会加入者数は、あまり変動がないが、全体の世帯数が増えていることから、加入率は低下傾向にある。<br>・地域団体の担い手不足や役員の高齢化、行政依頼事務の増大等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される。<br>・東日本大震災の影響により地域特性に合わせた防災対策が求められている。 | ・自治会活動に対する理解や自治会加入促進策の徹底を図るとともに、行政からの依頼事務の現状把握や分析が必要である。<br>・各地区では、自治会を中心に公民館、地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会とのつながりは非常に強く、一層の連携強化が必要である。<br>・地域活動の促進を図るため、地域の担い手である自治会等とともに地域づくりや身近な集会所や広場などの活動拠点の確保に取り組む必要がある。<br>・地域特性に合わせた防災活動支援を強化する必要がある。<br>・事務局体制の見直し |

| 現 状   | 課 題   |
|---|---|
| 3 <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人等の市民活動団体が増加し、その活動が活発化している。</li> <li>・まちづくりを担う各主体の連携・協力による、新しい公共サービスのあり方が求められている。</li> <li>・特定非営利活動促進法の改正に伴い、相模原市特定非営利活動促進法施行条例を制定し、所轄庁としての権限が移譲された。</li> </ul>         | NPO法人の設立支援、協働の仕組み、財政的な支援などについて、一体的に推進する必要がある。   |
| 4 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働推進条例の制定に伴い、より協働を推進するために協働事業提案制度など既存制度の見直しが求められている。</li> <li>・まちづくり会議による地域課題解決に向けた議論や取組みが行われている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業提案制度、地域活性化事業交付金事業、市民・行政協働運営型市民ファンドなど、市民活動支援策の検証が必要である。</li> <li>・条例に基づく取組みを明確にする計画や指針の策定が必要である。</li> <li>・まちづくり会議において、地域課題の洗い出しや課題の解決に向けた積極的な議論が行われ、地域を活性化する必要がある。</li> </ul> |
| 5 <p>市民による文化芸術活動が活発化している。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の文化活動への支援や、市民が文化を身近に感じるための仕組みづくりなどを推進する必要がある。</li> <li>・企業や大学等と連携して文化芸術を振興する必要がある。</li> <li>・アートラボはしもとの活動を通して、文化芸術を活用したまちづくりと大学との連携を進め、美術館の基本構想の検討に反映させる必要がある。</li> </ul>       |
| 6 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別による固定的役割分担意識が根強く、また政策決定過程への女性の参画等が不十分である。</li> <li>・DV(配偶者等からの暴力)を受けた経験が、女性では3割を大きく超えている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人々が意欲を持ち、性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に取り組む必要がある。</li> <li>・DVに係る予防啓発や、被害者支援を強化する必要がある。</li> </ul>   |
| 7 <ul style="list-style-type: none"> <li>・悲惨な交通事故や凶悪な犯罪の抑止に向けた取組みが求められている。</li> <li>・県・市一体となった暴力団排除の取組みが求められている。</li> <li>・本市は、自転車に関係する交通事故の割合が高い。</li> </ul>   | 地域団体や関係機関と連携し、市民の交通安全・防犯に関し、更なる普及啓発を進めるとともに、主体的な活動を支援し、活発化を図る必要がある。特に、交通安全については、庁内の横断的な取組みが必要である。   |
| 8 <p>消費生活相談は減少傾向にあるが、内容は複雑化・多様化しており、近年、70歳以上の高齢者からの相談が増加してきている。</p>   | 相談内容や年代に応じた対策が必要であり、特に若年層と高齢者に重点を置いた消費者教育や啓発を進めていく必要がある。  |
| 9 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフスタイルの多様化に対応した行政サービスの拡充や身近な場所での利便性の高い窓口サービスの提供が求められている。</li> <li>・市民ニーズに対応した行政サービスを効果的に提供するため、土曜日開庁、旅券窓口の開設などを含む窓口サービスのあり方や証明書自動交付機の運用など、利便性の向上に向けた検討を行う必要がある。</li> </ul> | 市民ニーズに対応した窓口サービスを効果的に提供するため、土曜日開庁、旅券窓口の開設などを含む窓口サービスのあり方や証明書自動交付機の運用、証明書等のコンビニ交付の導入など、利便性の向上に向けた検討を行う必要がある。   |
| 10 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口の増加等により、市営斎場の利用に対する市民ニーズが多様化しており、利便性の向上や、質の高いサービス提供が求められている。</li> <li>・死亡者数が増加傾向にあり、市営斎場施設も築後20年が経過し、火葬件数の増加と老朽化への備えが必要である。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性が高く、効率的で質の高いサービス提供の仕組みを検討する必要がある。</li> <li>・将来的な施設のあり方について、市民や有識者などの意見や、火葬場に対する市民意識の変化等も踏まえ、検討を行う必要がある。</li> </ul>   |

### 広域連携を視野に入れた取り組み

市民との協働によるまちづくりの推進に向けて、地域の担い手の減少による地域コミュニティの希薄化、各都市に共通する課題、また、地域の創意や主体性を活かせる区役所機能のあり方など政令指定都市共通の課題について、大都市市民局長連絡会議、指定都市区政主管課長会議、指定都市区長会議などの場を活用して情報交換や課題の共有に努め、制度上の改善点などについて、必要に応じて国への働きかけ等を行っていく。

本年3月に開設した「市民・大学交流センター」について、大学、企業、NPOなど様々な団体との連携のもとで取り組んでいくほか、「相模原・町田大学地域コンソーシアム」を通じた周辺自治体との広域的な連携により効果的・効率的な運営に努める。

「相模女子大学グリーンホール(相模原市文化会館)」や「アートラボはしもと」などの施設を文化の拠点として、美術系大学や文化団体との連携した取組みの一層の推進などにより、周辺自治体に対して戦略的に相模原の市民文化を発信するなど広域的な連携を図る。

重点目標(H24評価とH25目標)

【 :H24単年度目標、 :H24・25継続目標、新:H25新規目標】

|                              | 事務事業名  |  | 平成24年度  |  | 平成25年度<br>指標・目標  | 広域<br>連携の<br>有効性 |
|------------------------------|--|--|---|--|--|------------------|
|                              | 事務事業の概要  |  | 指標・目標   | 実績・評価等   |  |                  |
| 1. 協働の推進により市民が主体のまちづくりを進めます。 |  |  |   |  |  |                  |
| 1-1                          | 区政の支援  |  | 区政全般の状況把握と区役所のあり方に係る検討を実施する。  | 実績<br>・区長会議等における検討<br>・窓口担当者による検討<br>・庁内担当課との調整  | 区政全般の状況把握。<br>・地域の実情に合わせた事業展開が求められる事務等の区役所への移管など、区役所機能の強化に向けた具体的な方策について検討を行う。                            | 1                |
|                              | 円滑な区政運営のため、区の総合調整や支援等を行います。  |  |   | 評価<br>・区間の情報共有や共通の課題の検討など、円滑な区政運営のための総合調整や支援を行うことができた。<br>・区役所のあるべき姿・機能について検討を行い、区役所機能の強化について一定の方向性を出すことができた。  |  |                  |
| 1-2                          | まちづくり会議支援事業  |  | 地域課題の解決に向けた議論が活発に行われるよう、会議運営を積極的に支援する。また、会議で検討された地域の課題の改善に向けて、関係機関に要望を行う。 | 実績<br>市内22地区において、157回のまちづくり会議が開催され、延べ384件の課題が話し合われた。また、会議で検討された地域の課題の改善に向けて、関係機関に要望を行った。   | 地域課題の解決に向けた議論が活発に行われるよう、区役所、まちづくりセンターと連携して、積極的に支援する。また、まちづくり会議で検討された地域の課題の改善に向けて、関係機関に要望を行う。             |                  |
|                              | 各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、その解決に向けた活動に協働で取り組むため、話し合いの場であるまちづくり会議の運営を支援します。          |  |   | 評価<br>各地区において、地域の課題整理をはじめ、様々な項目において、検討された。   |  |                  |
| 1-3                          | 地域活動促進事業   |  | 幅広い市民の参加及び協働による活動を支援する。交付決定数 100件   | 実績<br>地域活性化事業交付金交付決定件数153件   | 平成25年度から地域活性化事業交付金制度を見直した。<br>・実施結果を検証し、地域政策担当連絡会等で協議し、次年度以降に反映させる。                                      |                  |
|                              | より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を図るため、「地域活性化事業交付金」を交付し、各地区で展開される市民による自主的・公共的な活動を支援します。   |  |   | 評価<br>多様な主体から様々な活動の申請があり、地域の主体的な活動を支援した。<br>・地域の活性化のため、継続的な支援体制を整えることが出来た。   |  |                  |
| 1-4                          | 市民協働推進基本計画の策定  |  | 相模原市市民協働推進審議会により、課題整理、目指すべき方向性、推進施策の体系化などを検討する。                           | 実績<br>・審議会に部会を設置し、基本計画の方向性及び課題等を検討した。<br>・会議開催回数 審議会:2回 部会:4回<br>・市民協働推進条例を制定  | 基本計画策定作業部会での検討<br>・市民協働推進審議会からの答申を受け、パブコメ等を実施し、基本計画を策定する   |                  |
|                              | 平成24年度に施行した市民協働推進条例に基づき、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進基本計画を策定します。             |  |   | 評価<br>引き続き、基本計画の策定に向けた検討を進める。  |  |                  |
| 1-5                          | 市民協働推進事業   |  | 協働事業提案制度の更なる周知<br>・さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会からの提言を踏まえ、機能や運営方法等の検討を行う。     | 実績<br>・協働事業提案制度の提案件数 20件(うち採択件数12件)<br>・さがみはら市民活動サポートセンターの相談受付件数218件   | さがみはら市民活動サポートセンターのあり方について、引き続き各区へのサポートセンターの設置などによる機能強化や運営方法の見直しなどを行う。<br>・協働事業提案制度、市民ファンド及びアダプト制度の検証を行う。 |                  |
|                              | 地域課題や社会的課題の解決を図る「協働事業提案制度」を推進するとともに、市民活動に関する様々な支援を行う「さがみはら市民活動サポートセンター」を運営します。 |  |   | 評価<br>協働事業提案制度については、まちづくりセンター地域政策担当職員にも協力を仰ぎ、提案団体の特徴を活かした取組みが行われた。<br>・さがみはら市民活動サポートセンターのあり方については、今後の検討の方向性について庁内で協議を行うとともに、機能強化に向けたスタッフ研修などの取組みが行われた。 |  |                  |
| 1-6                          | 市民・大学交流センターの整備・運営  |  | 施設整備の実施<br>・運営方針の決定<br>・指定管理者の選考  | 実績<br>・市民・大学交流センターの竣工<br>・運営方針の決定<br>・指定管理者の決定   | 市民と大学が連携して、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図る拠点になるよう、大学などを訪問し、利用を促し積極的に支援する。  | 2                |
|                              | 大学、NPO、企業など様々な主体が連携し、多様な活動を展開するため、ポーノ相模大野サウスモール内に、市民・大学交流センターを整備し、運営します。       |  |   | 評価<br>目標どおり達成  |  |                  |

|                              | 事務事業名   |  | 平成24年度   |        | 平成25年度<br>指標・目標   | 広域<br>連携の<br>有効性  |
|------------------------------|---|--|--|--------|---|---|
|                              | 事務事業の概要   |  | 指標・目標  | 実績・評価等 |   |   |
| 1-7                          | 相模原市自治会連合会との協働による自治会活性化   |  | ・新たな加入促進策の検討、実施<br>・コミュニティ活動の場の整備                              | 実績     | 転入時の自治会加入促進チラシの配布や加入促進キャンペーンの実施<br>自治会等集会所建設費補助金の交付<br>交付件数 15件   | ・市自治会連合会との協働による自治会加入の促進<br>・コミュニティ活動の場の整備               |
|                              | コミュニティの形成や地域活動を推進する上で大きな役割を担う基礎的な団体である自治会との協働により、自治会加入促進、自治会活動の活性化に向け支援します。       |  |  | 評価     | 加入促進に一定の効果はあるものの、加入率は、低下傾向である。  |   |
| 1-8                          | NPO法人の指定基準等を定めた条例の制定  |  | 条例の制定  | 実績     | ・個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定。<br>・個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定。 | -   |
|                              | 個人市民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定の基準・手続き等を定める市条例の制定を行います。                               |  |  | 評価     | 目標通り達成  |   |
| 2. 市民が安らかで快適に暮らせるまちづくりを進めます。 |   |  |  |        |   |   |
| 2-1                          | 地域防犯活動推進事業  |  | 犯罪発生件数の減少<br>(前年比)<br>青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数                   | 実績     | (犯罪発生) 23年 8,310件<br>24年 6,829件<br>前年比 1,481件<br>346回 前年比93件増   | 青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(300回)                            |
|                              | 犯罪が起りにくい、安全で安心なまちづくりを実現するため、防犯意識の高揚を図り、市民による防犯パトロール等の自主防犯活動を促進します。                |  |  | 評価     | 年々減少傾向にあるが、昨年は前年比約18%減を達成できた。防犯活動団体に車両を貸し出し、地域防犯力の向上を図った。   |   |
| 2-2                          | 民間交番設置促進事業  |  | 民間交番のあり方について検討する。  | 実績     | 民間交番のあり方について、検討を行った。  | 犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現のため、引き続き、地域住民の防犯活動拠点としての設置について検討を行う。 |
|                              | 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、地域住民主体による防犯活動を支援するとともに地域住民等の防犯活動拠点となる民間交番の設置促進を図ります。      |  |  | 評価     | 設置に向けた当面の課題の抽出などができた。   |   |
| 2-3                          | 防犯灯の設置促進  |  | LED防犯灯の設置を促進し、1,100灯を設置するとともに、LED防犯灯設置による電気料金の削減を図る。           | 実績     | LED防犯灯の設置促進:1,601灯<br>前年比525灯増<br>電気料金の削減:約1,004千円  | LED防犯灯の設置を促進し、1,800灯を設置するとともに、LED防犯灯設置による電気料金の削減を図る。    |
|                              | 夜間における犯罪を未然に防止し、通行の安全を確保するため、防犯灯を設置するとともに、維持管理費の削減につながる省エネルギータイプの防犯灯への切り替えを促進します。 |  |  | 評価     | 自治会の協力のもと、LED防犯灯の設置促進により、市民の安全確保が図られるとともに、維持管理費が軽減された。  |   |
| 2-4                          | 交通安全教育推進事業  |  | 交通事故発生件数の減少<br>(前年比)<br>交通安全教室の開催<br>年間 265回<br>延べ参加者数 23,600人 | 実績     | (交通事故) 23年 3,602件<br>24年 3,495件<br>前年比 107件<br>交通安全教室の開催<br>年間 281回<br>延べ参加者数 25,829人<br>前年比3,394人増       | 交通安全教室の開催<br>年間275回<br>延べ参加者数<br>24,500人                |
|                              | 地域と一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わないようにするため、交通安全関係団体等と連携した交通安全教室や交通安全啓発活動を実施します。       |  |  | 評価     | 警察や交通安全団体等との連携による啓発活動等の実施により、交通事故件数の減少が図られた。実施回数及び参加人数とも増加し、啓発活動の充実ができた。                                  |   |
| 2-5                          | 第9次交通安全計画の推進  |  | 自転車交通安全対策を中心とした対策の実施   | 実績     | スケアードストレイト事業や自転車交通安全教室の開催、自転車交通事故防止一斉キャンペーンを実施した。   | 自転車交通安全対策を中心とした対策を推進する。                                 |
|                              | 市域における交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として策定された、第9次相模原市交通安全計画を推進します。                         |  |  | 評価     | 市民、警察、関係団体との連携のもと、交通事故件数が減少したことから、各種施策の実施効果があった。  |   |

|      | 事務事業名          |  | 平成24年度  |  | 平成25年度<br>指標・目標   | 広域<br>連携の<br>有効性 |
|------|----------------|--|---|--|---|------------------|
|      | 事務事業の概要        |  | 指標・目標   | 実績・評価等   |   |                  |
| 2-6  | 消費生活基本計画の推進    | 消費生活基本計画に基づき、消費者被害の未然防止及び拡大防止に向けて施策を推進します。                                   | 消費生活基本計画に基づき、消費生活情報の充実などの施策を推進する。   | 実績<br>・審議会を2回開催した。<br>・庁内における取組みを推進するため、関係各課による消費生活推進会議を設置した。<br>・高齢者及び若者向けパンフレットの作成等による情報発信を行った。<br>評価<br>・協議により、今後に向けた事業の方向性や評価方法について整理することができた。<br>・年代別に情報を発信することができた。  | 消費生活基本計画に基づき、消費生活情報の充実などの施策を推進する。   |                  |
| 2-7  | 消費者啓発事業        | 消費者被害を未然に防ぐため、各世代にあった消費者教育をはじめとする消費者啓発を実施します。                                | 講師派遣事業の開催 年間25回<br>延べ参加者数 1,000人  | 実績<br>講師派遣事業の開催<br>年間30回 延べ参加者数 1,996人<br>評価<br>講座や啓発物配布時に合わせた周知等により、目標を達成することができた。  | 講師派遣事業の開催<br>年間25回<br>延べ参加者数1,100人  |                  |
| 2-8  | 窓口の土曜日開庁       | 行政サービスの向上を図るため、毎月第2・第4土曜日に各区役所区民課の窓口を開庁します。                                  | 年間を通じた土曜日開庁の実施。<br>繁忙期における臨時窓口スペースの開設。(緑区役所区民課、南区役所区民課 H24.4.1～H24.4.6)<br>H25.3月末における土曜日開庁及び窓口サービスのあり方の検討。 | 実績<br>3区役所において、第2・第4土曜日開庁を実施した。<br>H24.4.1(第1土曜日)、H25.3.30(第5土曜日)に、3区役所において窓口を開庁した。<br>また、緑区役所区民課、南区役所区民課において、臨時の窓口スペースを開設した。<br>・緑区 休日窓口サービスコーナー(H24.4.2～H24.4.6)<br>・南区 大野南公民館1階大会議室(H24.4.1～H24.4.3)<br>H24.4.1から、土曜日開庁時においても住民基本台帳カードの交付事務を開始した。<br>評価<br>予定どおり3箇所での実施ができ、利用者の利便性向上が図られた。<br>年度初めの第1土曜日、前年度末の第5土曜日の開庁により、利用者の利便性向上が図られた。<br>通常の窓口と臨時の窓口で受付業務を分散させることにより、職員が迅速に処理することができ、利用者の満足度向上が図られた。<br>土曜日開庁時の窓口サービスを拡大することで、利用者の満足度向上が図られた。 | 繁忙期における土曜日開庁及び窓口サービスのあり方の検討。<br>土曜日開庁。<br>H26.3月末、臨時窓口スペースの開設。(緑区役所区民課、南区役所区民課 H25.4.1～H25.4.2) |                  |
| 2-9  | 住民票等広域発行サービス事業 | 行政サービスの向上を図るため、町田市内の行政窓口で、本市の住民票の写しなどの交付が受けられるサービスを実施します。                    | 年間1,000件の利用件数   | 実績<br>年間1,669件の利用件数<br>評価<br>当初予定を上回る利用となり、市民の利便性向上が図られた。  | 年間1,500件の利用件数   |                  |
| 2-10 | 一般旅券の申請受理・交付事業 | 市民に身近な場所で利便性の高い窓口サービスを提供するため、神奈川県が行っている一般旅券の申請受理や交付等に関わる事務の移譲を受け、旅券窓口を開設します。 | ・神奈川県より事務移譲を受ける。<br>・旅券窓口及び連絡所の整備を進め、開設する。  | 実績<br>・神奈川県と協議を行い、事務移譲を受けた。<br>・相模大野パスポートセンター・相模大野駅連絡所を開設した。<br>・橋本パスポートセンターの開設に先立ち、橋本駅連絡所を開設した。<br>評価<br>・市内にパスポートセンターを開設し、パスポートの申請から受け取りまでできる窓口サービスを開始することができた。<br>・パスポート申請に必要な戸籍謄抄本等の交付もできる連絡所をパスポートセンターに併設することで、パスポート申請のワン・ストップサービスを実施することができた。  | 橋本パスポートセンターを開設し、市内2センター体制とする。   |                  |

|      | 事務事業名  |  | 平成24年度  |   | 平成25年度<br>指標・目標   | 広域<br>連携の<br>有効性 |
|------|--|--|---|---|---|------------------|
|      | 事務事業の概要  |  | 指標・目標   | 実績・評価等  |   |                  |
| 2-11 | 火葬場のあり方の検討   |  | <p>・市営斎場の指定管理者制度の導入に向けた関係団体との調整を進める。</p> <p>・新たな火葬場のあり方についての基本構想を策定するため、外部委員で構成する検討委員会を設置し、検討に着手する。</p> | <p>実績</p> <p>・指定管理者制度の導入に向けて、斎場連絡協議会を2回開催し、協議を行った。</p> <p>・外部委員からなる新たな火葬場のあり方等検討委員会を設置し、6回会議を開催した。</p>          | <p>・市営斎場への指定管理者制度の導入を進める。</p> <p>・新たな火葬場のあり方等に係る基本構想の策定を進める。</p>    |                  |
|      | <p>高齢化の進展等により、市営斎場に対するニーズが高まっているため、火葬場のあり方を検討します。</p>  |  |   | <p>評価</p> <p>・地元関係団体との協議を継続し、指定管理者制度への理解を求めていく。</p> <p>・引き続き、新たな火葬場のあり方等に係る基本構想の策定に向けた検討を進める。</p>               |   |                  |
| 2-12 | 路上喫煙防止の推進  |  | <p>路上喫煙の防止に関する条例に基づき、路上喫煙禁止地区及び重点禁止地区を指定するとともに、市民への周知・啓発を図る。</p>  | <p>実績</p> <p>市内16鉄道駅周辺等を路上喫煙禁止地区等として指定するとともに、路上喫煙防止キャンペーンやチラシ配布など周知・啓発活動を実施した。</p>                              | <p>路上喫煙禁止地区等における路上喫煙防止指導員による巡回を実施するとともに、路上喫煙防止に関する市民への周知・啓発を図る。</p> |                  |
|      | <p>路上喫煙の防止に関する条例に基づき、路上喫煙防止対策を実施する。</p>                |  |   | <p>評価</p> <p>目標どおり達成</p>  |   |                  |
| 2-13 | 暴力団排除の推進   |  | <p>条例に基づき、市の業務から暴力団を排除する取組みを進めるとともに、市民への周知・啓発を行う。</p>   | <p>実績</p> <p>市民への啓発を進めるため、県警本部から講師を招き、講演会を行ったほか、条例の啓発チラシを自治会を通じて配布した。条例の推進部会を立ち上げ、暴力団排除について、市民、警察と意見交換を行った。</p> | <p>条例に基づく県警への照会により、暴力団排除をさらに徹底するとともに、市民への周知・啓発を図る。</p>              |                  |
|      | <p>暴力団排除条例に基づき、暴力団排除を推進します。</p>                        |  |   | <p>評価</p> <p>これらの取組みを通じて、暴力団排除を市民に周知・啓発することができた。</p>  |   |                  |
| 2-14 | 空き家・空き地対策の検討   |  | <p>現状と課題の整理を行い、庁内外検討組織を設置し、対応の方向性を検討する。</p>   | <p>実績</p> <p>庁内の「空き家対策調整会議」の体制を強化するとともに、外部の専門家を加えたワーキングを開催し、空き家の対策と条例化の検討を行った。</p>                              | <p>空き家の所有者に適正管理を働きかけるとともに、より実効性ある対策を進めるため条例の制定に向けた取組みを進める。</p>      | 1                |
|      | <p>適切な管理が行われない空き家や空き地について、防災や防犯、衛生等の観点から、対策を検討します。</p> |  |   | <p>評価</p> <p>空き家については、所有者の探索や対応の働きかけを行い、条例化についても、課題事項等の検討、整理を行うことができた。</p>                                      |   |                  |

3.文化の薫る心豊かなまちづくりを進めます。

|     |   |  |   |  |   |   |
|-----|---|--|---|--|---|---|
| 3-1 | 男女共同参画推進事業  |  | <p>・第2次男女共同参画プラン21の推進</p> <p>・プランに基づく新規事業の研究・検討</p> | <p>実績</p> <p>同プランに基づき事業を実施し、新規事業として男女共同参画に係る研修支援事業を立ち上げるとともに、契約への男女共同参画の推進、職場推進員事業について、検討を進めた。</p>   | <p>・第2次男女共同参画プラン21の推進</p> <p>・プランに基づく新規事業の検討・実施</p>   |   |
|     | <p>男女が互いにその人権を尊重するとともに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を推進します。</p> |  |   | <p>評価</p> <p>新規事業の検討に着手し、1事業については実施することができた。</p>   |   |   |
| 3-2 | DV相談支援センター事業  |  | <p>・DV相談支援センターの開設、事業運営(H24.10~)</p>                 | <p>実績</p> <p>平成24年10月にDV相談支援センターを開設した。</p>   | <p>・DV相談支援センターの事業運営を中心に、被害者支援やDV予防啓発等を推進する。</p>   |   |
|     | <p>DV相談支援センターを開設し、DVの根絶、相談体制の充実、DV被害者の保護、自立に対する取組みなど、切れ目のない被害者支援に取り組めます。</p>        |  |   | <p>評価</p> <p>予定どおり達成した。</p>  |   |   |
| 3-3 | 市民文化創造事業  |  | <p>演劇やコンサート、絵画展などを鑑賞に出かけた人の割合50%</p>                | <p>実績</p> <p>42.7%(H24.4~6月に調査実施)</p>  | <p>・イベントガイドの発行により文化事業の情報発信を行う。</p> <p>・街かどコンサートを11回開催する(平成24年度開催10回)。</p> <p>・映画上映を東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館などで新規に実施する。</p> <p>・商業施設などを利用した作品展示の拡充を図る。</p> | 2 |
|     | <p>市民文化の創造や文化を身近に感じる環境づくりを進めるため、「さがみはら文化振興プラン」に掲げた施策を推進します。</p>                     |  |   | <p>評価</p> <p>・イベントガイドを発行して、文化芸術事業を広く周知したが目標達成はできなかった。</p> <p>・文化芸術事業は秋を中心に数多く開催されており、ガイドの発行もこれにあわせている。今後一層、広く市民に情報発信して文化を身近に感じる環境づくりに取り組む。</p> |   |   |

|     | 事務事業名   |  | 平成24年度   |        | 平成25年度<br>指標・目標   | 広域<br>連携の<br>有効性   |
|-----|---|--|--|--------|---|--|
|     | 事務事業の概要   |  | 指標・目標  | 実績・評価等 |   |  |
| 3-4 | 美術館整備事業   |  | 検討委員会を5回程度開催し、機能など、具体的な協議を進める。   | 実績     | 検討委員会を2回開催した。   | 検討委員会を2回開催し、基本構想を策定する。   |
|     | 美術館の基本構想(基本理念、機能、活動、立地、施設等)について検討します。   |  |  | 評価     | 検討委員会は2回の開催となったが、基本構想の方向性を整理することができた。                         |  |
| 3-5 | アートラボはしもとの運営事業  |  | 基本協定を結ぶ美術系4大学を中心に、市民(子ども・NPO等)、学校・商店街・企業・研究機関などと連携し、アート活動を通じたまちづくりなどを実施する。 | 実績     | 4大学をはじめ、市民・学校・研究機関などと連携した活動を実施できた。                            | ・近隣の美術系4大学との連携強化<br>・地元企業、市民との連携強化<br>・企業、商店街、市民団体などとの連携によるワークショップやイベントの実施 |
|     | ・アートラボはしもとの活動を通して、文化・芸術を活用したまちづくりと大学との連携を進め、美術館の基本構想の検討に反映する。                               |  |  | 評価     | 4大学との事業推進協議会を毎月開催し、それに基づく企画(展示・ワークショップ・イベント等)を多数実施し、目標が達成できた。 |  |
| 3-6 | フォトギャラリー(写真美術館)整備及び作品展示事業   |  | 写真展を開催して、市民が優れた作品に親しむ機会を提供する。  | 実績     | フォトシティさがみはらの受賞作品展を実施した。                                       | 写真作品の収集を行うとともに、写真展を開催して、市民が優れた作品に親しむ機会を提供する。                               |
|     | フォトギャラリー(写真美術館)の整備に向けて、写真の収集を行うとともに、収蔵作品の展示会を開催します。   |  |  | 評価     | 受賞作品展の実施により、目標は達成された。   |  |
| 3-7 | 相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら事業  |  | 市民の写真作品を公募・顕彰し、発表の機会を提供する。   | 実績     | 写真作品を公募し、4,383点の応募があり、表彰を行い、作品展を実施した。                         | 全国から写真作品を公募・顕彰し、発表の機会を提供する。  |
|     | 写真展を中心に様々なイベントを開催することにより、市民が写真や文化について触れる機会を提供し、「新たなさがみはら文化」として内外に発信します。                     |  |  | 評価     | 目標どおり達成できた。   |  |
| 3-8 | 市民利用施設の修繕   |  | 平成25年度の改修工事に向けて、平成24年度に実施設計を行う。  | 実績     | 平成25年度の改修工事に向けて実施設計を行った。                                      | 平成26年度の開館に向けて、改修工事を行う。   |
|     | 市民会館は、昭和40年に開館し、平成3年及び4年のホール改修以来、約20年が経過しています。ホール設備等が老朽化していることから、施設の適正な維持管理を行うため改修工事を実施します。 |  |  | 評価     | 改修工事に向けた実施設計を行い、目標を達成することができた。                                |  |

本年度の主な事業(取組)

【新:H25新規目標】

| 主な取り組み                       |                          | 部名/課名          | 内容  | 事業費(千円)                   | 広域連携の有効性 |
|------------------------------|--------------------------|----------------|---|---------------------------|----------|
| 1. 協働の推進により市民が主体のまちづくりを進めます。 |                          |                |   |                           |          |
| 1-1                          | 区役所機能の強化                 | 区政支援課          | 区の総合調整や支援のほか、地域の实情に合わせた事業展開が求められる事務等の区役所への移管など、区役所機能の強化に向けた具体的な方策について検討を進める。      | -                         | 1        |
| 1-2                          | 地域活動・市民活動支援制度の見直しの検討     | 市民協働推進課        | 市民協働推進基本計画の策定に伴い、地域課題の解決や地域の活性化に資する地域活動団体及び市民活動団体への支援制度を、わかりやすく利用しやすい制度に見直す。      | -                         |          |
| 1-3                          | 市民協働推進基本計画の策定            | 市民協働推進課        | 市民協働推進条例に規定する基本施策を中心に、制度の見直しや現在実施されている事業の体系化をはかり、市民協働推進審議会の答申を踏まえて策定する。           | 3,208                     |          |
| 2. 市民が安らかで快適に暮らせるまちづくりを進めます。 |                          |                |   |                           |          |
| 2-1                          | 窓口サービスのあり方の検討            | 区政支援課          | 土曜日開庁を含む窓口サービスのあり方や証明書自動交付機の運用、証明書のコンビニ交付の導入など、利便性の向上に向けた検討を進める。                  | 211,374<br>(自動交付機更新分含む経費) |          |
| 2-2                          | パスポートセンターの開設・運営          | 区政支援課          | 平成25年6月に橋本パスポートセンターを開設し、市内2センター体制とする。   | 31,093                    |          |
| 2-3                          | 火葬場のあり方の検討               | 区政支援課          | 「新たな火葬場のあり方等検討委員会」の提言を踏まえ、基本構想を策定する。  | 1,390                     |          |
| 2-4                          | 主な市民利用施設の修繕              | 区政支援課<br>文化振興課 | 利用者の安全性と利便性を高めるための修繕等を実施する。<br>・斎場の修繕<br>・市民会館の改修工事                               | 101,509<br>675,526        |          |
| 2-5                          | 自転車等交通安全対策の推進            | 生活安全課          | 交通事故を防止するため、警察や交通安全団体、学校等と連携し、自転車マナーアップキャンペーン等の啓発活動を実施する。                         | -                         | 1        |
| 2-6                          | 消費生活基本計画の推進              | 生活安全課          | 基本計画に基づき、消費者被害の未然防止及び拡大防止に向けて施策を推進する。   | -                         |          |
| 2-7                          | 路上喫煙防止対策の実施              | 生活安全課          | 路上喫煙禁止地区等における路上喫煙防止指導員による巡回を実施するとともに、路上喫煙防止に関する市民への周知・啓発を図る。                      | 30,074                    |          |
| 2-8                          | 空き家対策の検討                 | 生活安全課          | 適切な管理が行われないことにより、防災、防犯、衛生等の観点から、市民生活に影響を及ぼしている空き家について、より踏み込んだ対策を進めるため、条例の制定を検討する。 | 240                       | 1        |
| 3. 文化の薫る心豊かなまちづくりを進めます。      |                          |                |   |                           |          |
| 3-1                          | 「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」の推進 | 男女共同参画課        | 第2次さがみはら男女共同参画プラン21に基づく新規事業の検討(公契約に係る男女共同参画の推進、職場推進員事業の確立)                        | -                         |          |
| 3-2                          | DVに係る被害者支援・予防啓発の推進       | 男女共同参画課        | DV相談支援センターによる被害者支援とともに、各種媒体や講座開催等による予防啓発事業を推進する。                                  | 5,686                     |          |
| 3-3                          | 総合写真祭フォトシティさがみはらの開催支援    | 文化振興課          | ・写真展を中心とした市民参加型の文化事業を開催<br>・フォト受賞作品の収集を進める。                                       | 12,000                    | 2        |
| 3-4                          | 美術館基本構想の検討               | 文化振興課          | 検討委員会を開催し、基本構想を策定する。  | 884                       |          |
| 3-5                          | アトラボはしもとの運営              | 文化振興課          | 基本協定を結ぶ美術系4大学を中心に、市民(子ども・NPO等)、学校・商店街・企業・研究機関などと連携し、アート活動を通じたまちづくりなどを実施する。        | 23,668                    | 2        |